

郡山市母子・父子自立支援員設置要綱

平成16年1月1日制定
平成26年10月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正
[こども部こども支援課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第8条の規定により、配偶者のない者で現に児童を扶養している者（以下「母子家庭及び父子家庭」という。）及び寡婦に対し、身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行う等母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進に努めるため母子・父子自立支援員（以下「支援員」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(服務)

第2条 支援員は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項各号に掲げる所員以外の職員として福祉事務所に置かれ、母子及び父子並びに寡婦福祉法第9条の規定により福祉事務所が行う同条第2号の業務のうち、専門的知識を必要とする事項の相談指導に協力するものとする。

2 支援員の担当区域は、福祉事務所の管轄区域とする。

(業務)

第3条 支援員の受ける相談は、母子及び父子並びに寡婦福祉法及び生活一般に関する相談とし、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付け、生活費、教育費、医療費等経済上の問題に関する相談
- (2) 就業、生業、住宅等生活上の問題に関する相談
- (3) 職業能力の向上及び求職活動に関する支援
- (4) 母子家庭、父子家庭、寡婦の福祉の諸施策の周知

(職務の分担)

第4条 支援員が行った相談のうち、福祉事務所において法的措置を必要とするケースについては、社会福祉主事にこれを引き継ぐものとする。

(関係機関との連携)

第5条 支援員は、その職務を行う場合には民生児童委員、児童相談所、保健所、公共職業安定所、家庭裁判所、学校及び税務関係機関等と常に密接に連絡協力し、特別の配慮が行われるように努めるものとする。

(その他)

第6条 支援員は、相談カード及び職務日誌等を備えておくこととする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

(郡山市母子相談員設置要綱の廃止)

2 郡山市母子相談員設置要綱（平成9年3月**31**日制定）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成**26**年**10**月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成**29**年4月1日から施行する。